

事務連絡
令和4年3月28日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険組合における未就学児に係る子育て世帯への
経済的負担の軽減措置の導入について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り
厚く御礼を申し上げます。

未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の導入については、「国民健康保
険組合における令和4年度の予算編成に当たっての留意事項について（通知）」（令和
3年12月27日付け保国発1227第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）にお
いて、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の世帯に6歳に達する日以後の
最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合に財政
支援を実施する旨をお示ししていたところです。

今般、具体的な財政支援に係る取扱いについて、下記のとおり実施することといたし
ますので、黄都道府県におかれましては、内容を御了知のうえ、管内の国保組合へご連
絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 財政支援の考え方

(1) 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、規約において未就学児の保険料を設定
している否かに因らず、国保組合の世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の
3月31日以前である被保険者）がある場合において、当該国保組合に対し、国民
健康保険組合特別調整補助金による補助を行うこととする。

$$\textcircled{O} \text{ 財政支援の額} = 12,000 \text{ 円} \times \text{国保組合の未就学児数}$$

(2) 当該補助の対象となる未就学児が、財政支援の基準日（11月30日）において國
保組合が行う国民健康保険の被保険者である場合に補助を行うこととする。

*基準日時点で組合員ではない未就学児が含まれていた等の事実関係が確認で
きた場合には、補助金の返還を求める場合がある。

*都道府県においては、補助の対象となる未就学児が基準日において当該組合
の被保険者であることについて、組合員からの申請状況や世帯情報等で確認
の上、国に対し申請を行うこと。

2. 補助金交付後の取扱い

(1) 当該補助金の交付を受けた国保組合におかれては、組合員に係る保険料に充当す
るなど、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業
に活用するものに限るものとし、具体的な活用方法は、規約において定めることと
する。

なお、保険料に充てた際に残余が発生した場合は、国庫に返還を行うものとする。

(2) 本件に係るシステム改修に要する費用については、国民健康保険組合特別調整補
助金の予算の範囲内での措置を予定している（令和3年度にシステム改修を行った
国保組合については、令和4年度の国民健康保険組合特別調整補助金での対応を予
定）。

以上